



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 弁 護 士 ド ッ ト コ ム 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 CEO 元 榮 太 一 郎
(コード番号：6027 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 CFO 杉 山 慎 一 郎
(TEL. 03-5549-2555)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 22 日開催の取締役会において、定款一部変更の議案を平成 29 年 6 月 24 日開催予定の第 12 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を修正および追加するものであります。
- ② コーポレートガバナンスをより強化するとともに、機動力を高めて経営の一層の強化を図るため、代表取締役を複数名選定可能とするものであります。それに伴い、関連条文を変更するものであります。
- ③ 取締役会にて新たに取締役会長を選定可能とするものであります。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 案	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～10. (条文省略) (新 設) 11. ～12. (条文省略) 13. <u>コンピュータソフトウェアの開発、販売及び保守管理</u> (新 設) 14. ～15. (条文省略) (略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～10. (現行どおり) 11. <u>書籍、雑誌、その他印刷物、電子出版物及び情報コンテンツにおける広告、宣伝及び代理業務</u> 12. ～13. (現行どおり) 14. <u>コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守管理、利用許諾及びこれらの仲介、代理業務</u> 15. <u>電子決済システムの提供</u> 16. ～17. (現行どおり) (略)
(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがあ	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがあ

現 行 案	変 更 案
<p>る場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>る場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において指定された代表取締役とする。）</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、<u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において指定された代表取締役とする。）</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役<u>（複数の場合には、あらかじめ取締役会において指定された代表取締役とする。）</u>が監査役会の同意を得て定める。</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会 平成 29 年 6 月 24 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 24 日 (予定)

以 上